

愛知県地域防災計画(地震・津波災害対策計画)

新旧対照表(案)

2022年10月修正

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2022年5月修正)	修正 (2022年10月修正予定)	備考
	第1編 総則	第1編 総則	
	第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	
22	3 指定地方行政機関 表中 機関名：中部経済産業局 内 容：(4) (略) <u>(新設)</u>	3 指定地方行政機関 表中 機関名：中部経済産業局 内 容：(4) (略) <u>(5) 必要に応じて災害対策本部等への職員の派遣を行う。</u>	業務見直しに伴う修正
23	機関名：第四管区海上保安本部 内 容：(4) 海上の安全の確保を図るため、船舶に対し避難勧告 <u>(追記)</u> 、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置を指示する。	機関名：第四管区海上保安本部 内 容：(4) 海上の安全の確保を図るため、船舶に対し避難勧告 <u>(港則法)</u> 、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置を指示する。	標記の整理
28	5 指定公共機関 表中 機関名：東邦瓦斯株式会社 <u>(追記)</u> 内 容：(2) 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。 <u>(追記)</u>	5 指定公共機関 表中 機関名：東邦瓦斯株式会社 <u>(※)</u> 内 容：(2) 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。 <u>(※) 東邦ガスネットワーク株式会社を含む。(以降同じ。)</u>	指定公共機関の追加に伴う修正
	第2編 災害予防	第2編 災害予防	
	第2章 建築物等の安全化	第2章 建築物等の安全化	
	第3節 ライフライン関係施設等の整備	第3節 ライフライン関係施設等の整備	
69	7 通信施設 (1) 電気通信 エ ソフトバンク株式会社 (略) <u>(新設)</u>	7 通信施設 (1) 電気通信 エ ソフトバンク株式会社 (略) <u>オ 楽天モバイル株式会社</u> <u>楽天モバイル株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時に際しても可能な限り電気通信サービスを確保し提供できるよう、平素から通信設備等の信頼性向上に努める。</u> <u>(ア) 設備の耐震対策</u> <u>a 建物、鉄塔の耐震対策</u> <u>b 通信機械設備の固定・補強等</u> <u>(イ) 防火対策</u>	指定公共機関の追加に伴う修正

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2022年5月修正)	修正 (2022年10月修正予定)	備考
		<p><u>a 防火シャッター、防火扉、スプリンクラー等消火設備の整備</u></p> <p><u>(ウ) 通信網の整備</u></p> <p><u>a 伝送路の多ルート化</u></p> <p><u>b 主要な中継交換機の分散設置</u></p> <p><u>c 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置</u></p> <p><u>(エ) 防災に関する訓練</u></p> <p><u>a 災害予報及び警報伝達</u></p> <p><u>b 非常招集</u></p> <p><u>c 災害時における通信疎通確保</u></p> <p><u>d 各種災害対策用機器の操作</u></p> <p><u>e 電気通信設備等の災害応急復旧</u></p> <p><u>f 消防</u></p> <p><u>g 避難と救護</u></p> <p><u>(オ) 被災地域への通信の疎通確保対策の検討</u></p> <p><u>可搬型基地局等を用いた衛星回線による通信確保の検討</u></p> <p><u>(カ) 緊急連絡手段確保対策</u></p> <p><u>コミュニケーションツールの活用を含めた複数の通信手段の整備</u></p> <p><u>(キ) 緊急輸送対策</u></p> <p><u>関係機関との連携による輸送手段の確保の検討</u></p>	
	第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	
	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	
69	<p>1 県（防災安全局、建設局、関係局）、市町村及び防災関係機関における措置</p> <p>(6) 防災中枢機能の充実</p> <p>ア 県、市町村及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、<u>(追記)</u> 代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、(略)</p> <p>(8) 防災関係機関相互の連携</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>1 県（防災安全局、建設局、関係局）、市町村及び防災関係機関における措置</p> <p>(6) 防災中枢機能の充実</p> <p>ア 県、市町村及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、<u>再生可能エネルギー等</u>の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、(略)</p> <p>(8) 防災関係機関相互の連携</p> <p><u>ウ 県、市町村及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。</u></p> <p><u>エ 県、市町村及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証</u></p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2022年5月修正)	修正 (2022年10月修正予定)	備考
		<u>等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u>	
	第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
	第1節 避難所の指定・整備等	第1節 避難所の指定・整備等	
82	市町村における措置 (2) 指定避難所の指定 オ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。 <u>(追記)</u> (3) 避難所が備えるべき設備の整備 ウ バックアップ設備の整備：投光器、 <u>自家発電設備</u> 等	市町村における措置 (2) 指定避難所の指定 オ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。 <u>なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努めるものとする。</u> (3) 避難所が備えるべき設備の整備 ウ バックアップ設備の整備：投光器、 <u>再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備</u> 等	防災基本計画の修正を踏まえた修正
	第11章 広域応援・受援体制の整備	第11章 広域応援・受援体制の整備	
	第4節 防災活動拠点の確保等	第4節 防災活動拠点の確保等	
101	県（防災安全局、各局）及び市町村における措置 (略) また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する <u>愛知県基幹的広域防災拠点</u> を空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港北西部」(豊山町・青山地区)において整備する。 <u>なお、平常時は消防学校及び公園として活用する。</u> 当該拠点には、 <u>(追記) 消防学校 (追記)</u> と愛知県防災公園を整備し、拠点の本部機能を確保するとともに、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊、TEC-FORCEのベースキャンプ用地や、国からのプッシュ型支援物資の受け入れ、県内全域への供給に必要な物資ターミナルとする。 ◆ 附属資料第6「防災活動拠点」 <u>(追記)</u>	県（防災安全局、各局）及び市町村における措置 (略) また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する「 <u>愛知県基幹的広域防災拠点</u> 」を空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港北西部」(豊山町・青山地区)において整備する。当該拠点には、 <u>臨空消防学校 (仮称)</u> と愛知県防災公園を整備し、拠点の本部機能を確保するとともに、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊、TEC-FORCEのベースキャンプ用地や、国からのプッシュ型支援物資の受け入れ、県内全域への供給に必要な物資ターミナルとする。 ◆ 附属資料第6「防災活動拠点」 ◆ 附属資料第6「愛知県基幹的広域防災拠点整備計画概要」	標記の整理 (都市計画決定時の施設名称に変更等)
	第12章 防災訓練及び防災意識の向上	第12章 防災訓練及び防災意識の向上	
	第2節 防災のための意識啓発・広報	第2節 防災のための意識啓発・広報	

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2022年5月修正)	修正 (2022年10月修正予定)	備考								
107	<p>県(防災安全局、関係局)、市町村、県警察及び名古屋地方気象台等における措置</p> <p>(7) 過去の災害教訓の伝承</p> <p>県及び市町村は、県民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。</p> <p>また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、県民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>県(防災安全局、関係局)、市町村、県警察及び名古屋地方気象台等における措置</p> <p>(7) 過去の災害教訓の伝承</p> <p>県及び市町村は、県民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。</p> <p>また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、県民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p> <p><u>さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</u></p>	<p>継続中の取組について、防災基本計画の書きぶりを踏まえて追記</p>								
	第3節 防災のための教育	第3節 防災のための教育									
107	<p>1 県(教育委員会)、市町村及び国立・私立学校等管理者における措置</p> <p>(1) 児童生徒等に対する防災教育</p> <p>(略) また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動(ホームルーム活動)、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。<u>(追記)</u>。</p>	<p>1 県(教育委員会)、市町村及び国立・私立学校等管理者における措置</p> <p>(1) 児童生徒等に対する防災教育</p> <p>(略) また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動(ホームルーム活動)、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する<u>とともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>								
	第3編 災害応急対策	第3編 災害応急対策									
	第2章 避難行動	第2章 避難行動									
	第2節 避難情報	第2節 避難情報									
124	<p>1 市町村における措置</p> <p>(2) 知事等への助言の要求</p> <p>市町村長は、避難のための立退きを指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台、中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。<u>(追記)</u></p>	<p>1 市町村における措置</p> <p>(2) 知事等への助言の要求</p> <p>市町村長は、避難のための立退きを指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台、中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。<u>さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>								
	第4章 応援協力・派遣要請	第4章 応援協力・派遣要請									
	第3節 自衛隊の災害派遣	第3節 自衛隊の災害派遣									
144	<p>1 自衛隊における措置</p> <p>(5) 災害派遣の活動範囲</p> <table border="1" data-bbox="168 1353 1068 1433"> <tr> <td>項目</td> <td>内容</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	項目	内容	(略)	(略)	<p>1 自衛隊における措置</p> <p>(5) 災害派遣の活動範囲</p> <table border="1" data-bbox="1108 1353 2009 1433"> <tr> <td>項目</td> <td>内容</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	項目	内容	(略)	(略)	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>
項目	内容										
(略)	(略)										
項目	内容										
(略)	(略)										

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2022年5月修正)	修正 (2022年10月修正予定)	備考
	炊飯及び給水 <u>(新設)</u>	被災者に対し、 <u>炊飯</u> 及び給水を実施する。 <u>(新設)</u>	
		給食及び給水 <u>入浴支援</u>	被災者に対し、 <u>給食</u> 及び給水を実施する。 <u>被災者に対し、入浴支援を実施する。</u>
	第5章 救出・救助対策	第5章 救出・救助対策	
	第2節 海上における避難救出活動	第2節 海上における避難救出活動	
156	1 第四管区海上保安本部における措置 (4) 船舶交通の安全確保対策 イ 津波により在港船が遭難するおそれがある場合又は船舶交通の安全を確保する必要がある場合には、在港船舶に対する避難勧告 <u>(追記)</u> 、港の出入口付近等における交通整理等必要な措置を講ずる。	1 第四管区海上保安本部における措置 (4) 船舶交通の安全確保対策 イ 津波により在港船が遭難するおそれがある場合又は船舶交通の安全を確保する必要がある場合には、在港船舶に対する避難勧告 <u>(港則法)</u> 、港の出入口付近等における交通整理等必要な措置を講ずる。	標記の整理
	第3節 航空機の活用	第3節 航空機の活用	
156	1 航空機の運用調整 (1) 航空運用チームの設置 県は、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機を最も有効適切に活用するため、必要に応じて、県災害対策本部内に航空機 <u>(追記)</u> の運用を調整する部署（航空運用チーム）を設置する。 (3) 調整事項等 航空運用チームにおいては、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、航空機の活動エリアや任務の調整などを行う。 <u>また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。</u> <u>(新設)</u> なお、政府の現地対策本部が設置されている場合には、同本部と連携するよう留意する。	1 航空機の運用調整 (1) 航空運用チームの設置 県は、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機を最も有効適切に活用するため、必要に応じて、県災害対策本部内に航空機 <u>及び無人航空機</u> の運用を調整する部署（航空運用チーム）を設置する。 (3) 調整事項等 航空運用チームにおいては、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、航空機の活動エリアや任務の調整などを行う <u>とともに、必要に応じて、次の業務を行うものとする。</u> <u>ア 自衛隊による局地情報提供に関する調整</u> <u>イ 国土交通省に対する緊急用務空域の指定依頼</u> <u>また、緊急用務空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</u> なお、政府の現地対策本部が設置されている場合には、同本部と連携するよう留意する。	防災基本計画の修正を踏まえた修正
	第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策	第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策	
	第2節 防疫・保健衛生	第2節 防疫・保健衛生	
174	5 栄養指導等 (1) 県及び市町村は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。 <u>(追記)</u>	5 栄養指導等 (1) 県及び市町村は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。 <u>また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u>	防災基本計画の修正を踏まえた修正

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2022年5月修正)	修正 (2022年10月修正予定)	備考
	第14章 ライフライン施設等の応急対策	第14章 ライフライン施設等の応急対策	
	第6節 通信施設の応急措置	第6節 通信施設の応急措置	
221	2 移動通信事業者 (株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社 (追記)) における措置 (略)	2 移動通信事業者 (株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社) における措置 (略)	指定公共機関の追加に伴う修正
	別紙 東海地震に関する事前対策	別紙 東海地震に関する事前対策	
	第4章 発災に備えた直前対策	第4章 発災に備えた直前対策	
	主な機関の措置	主な機関の措置	
15	区分：第1節 避難対策 機関名：第四管区海上保安本部 主な措置：4(3)津波による危険が予想される港及び沿岸付近にある船舶に対する避難勧告 (追記) 区分：第7節 海上交通 機関名：第四管区海上保安本部 主な措置：1(1)津波による危険が予想される海域に係る港・沿岸付近の船舶に対する避難勧告及び必要に応じた入港制限等 (追記)	区分：第1節 避難対策 機関名：第四管区海上保安本部 主な措置：4(3)津波による危険が予想される港及び沿岸付近にある船舶に対する避難勧告 (港則法) 区分：第7節 海上交通 機関名：第四管区海上保安本部 主な措置：1(1)津波による危険が予想される海域に係る港・沿岸付近の船舶に対する避難勧告及び必要に応じた入港制限等 (港則法)	標記の整理
	第1節 避難対策	第1節 避難対策	
22	4 第四管区海上保安本部における措置 (3)津波による危険が予想される港及び沿岸付近にある船舶に対する避難勧告 (追記) 第四管区海上保安本部は、警戒宣言が発せられた場合、津波による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難勧告 (追記) を行う。	4 第四管区海上保安本部における措置 (3)津波による危険が予想される港及び沿岸付近にある船舶に対する避難勧告 (港則法) 第四管区海上保安本部は、警戒宣言が発せられた場合、津波による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難勧告 (港則法) を行う。	標記の整理
	第7節 海上交通	第7節 海上交通	
33	1 第四管区海上保安本部における措置 第四管区海上保安本部は、警戒宣言が発せられた場合、海上交通の安全を確保するために、次の措置をとるものとする。 (1)津波による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難勧告 (追記) を行うとともに、必要に応じ入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に対して移動を命じ若しくは荷役の中止を命ずる等、所要の措置をとる。	1 第四管区海上保安本部における措置 第四管区海上保安本部は、警戒宣言が発せられた場合、海上交通の安全を確保するために、次の措置をとるものとする。 (1)津波による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難勧告 (港則法) を行うとともに、必要に応じ入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に対して移動を命じ若しくは荷役の中止を命ずる等、所要の措置をとる。	標記の整理